

5月は消費者月間です

平成29年度 統一テーマ



お知らせ

「行動しよう 消費者の未来へ」

消費者被害の防止・消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のよりよい社会に向けた消費者の行動が重要となっています。

消費者月間

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と決めました。

平成28年度 市に寄せられた相談（上位5位）

1. 特殊詐欺（還付金詐欺を含む）
2. インターネット回線
3. 多重債務
4. 不当・架空請求
5. 土地・建物・設備

還付金等詐欺

市役所職員を名乗り、電話で「医療費の還付がある」とATMに誘導された。

インターネット回線

電話で「通信料が安くなる」と言われ、話を聞いたところ、後日契約書が届いた。

多重債務

返済ができずに、ヤミ金融に手を出した。

不当・架空請求

スマホや携帯に「未納料金がある。本日中午に連絡を」というメッセージが届いたが、心当たりはない。

土地・建物・設備

訪問で「設備が古く、危ない」と言われ、不安で契約した。

…「無料と言われたのに」「何度も断ったのに」「注文していないのに」などこんな覚えはありませんか。

★消費生活で困っているのに、どこに相談したらいいかわからない。

商品やサービスの契約など、消費生活に関する相談を受け付け、相談者と共に考え、解決に向けてお手伝いします。製品事故や多重債務相談も受け付けています。個人情報を外部に漏らすことはありません。相談は無料です。

※クーリング・オフができる場合もあるので、早目にご相談ください。



「消費者庁イラスト集より」

問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者庁ホットライン ☎188

無料「出前講座」出張します！

～消費者トラブルに関する事例や手口・対処法などを紹介します～

老人会、婦人会などの地域の集まりや、学校や職場研修の場などに出向きます。ぜひご活用ください。

【問い合わせ先】市民生活課 生活環境係 ☎75-6117